変 更 理 由 書

1. **位置及び周辺状況**

　光町公園は、本町南部に位置し、周辺は第一種住居地域に指定されており、本公園周辺は他の都市公園より市街化及び宅地開発が進んでいる。

1. **経緯**

昭和59年4月24日に、子どもの遊び場や憩いの場を確保するため、都市公園として都市計画決定され、昭和60年4月18日に供用開始されている。

1. **変更理由**

　公園等の整備について、津山広域都市計画区域マスタープランでは、住民の憩いの場となる公園や緑地の整備を計画的に進めるとともに市街地等の緑化の推進を図ることとしており、勝央町都市計画マスタープランの公園・緑地の整備方針においては、生活環境の保全として、公園緑地の整備を図ることとしている。

このたび、本公園に隣接する道路について、幅員が狭く支障を来していることから、拡幅工事を行うこととしたため、公園の区域の一部を道路用地とする必要が生じた。

　一方で、本公園周辺では宅地開発が進んでおり、公園利用者の増加に対応するため、未利用町有地を活用することで公園の面積を拡張することとした。

今回の変更により、道路が改良されるとともに公園区域が広がり、公園の形状が整形されることで、本公園は住民の憩いの場としてより安全で利用しやすいものとなる。これにより、生活環境の保全につながり、また、津山広域都市計画区域マスタープラン及び勝央町都市計画マスタープランの方針に、より適合したものとなるものである。

このため、本公園の区域の見直しを行い、住民が利用しやすい場として本公園を適切に配置し、市街地における良好な居住環境の向上を図る目的で、本公園の都市計画の変更を行うものである。